

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【公表番号】特表2010-526390(P2010-526390A)

【公表日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2010-507536(P2010-507536)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 5 4 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月26日(2011.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶デバイスに中核オブジェクトを格納するステップであって、ネットワークは、前記記憶デバイスと複数の計算デバイスとを含み、前記中核オブジェクトは、データー・ファイルと、該データー・ファイルに対応するアプリケーションと、該アプリケーションとデーター・ファイルに関連したユーザー・インターフェースとを含み、前記中核オブジェクトは、ユーザーにより所有されているが前記複数の計算デバイスのいずれによつても所有されていない、ステップと、

前記複数の計算デバイスのうちの第1の計算デバイスにおいて、前記ユーザーを識別する識別子を受信するステップと、

前記中核オブジェクトと前記ユーザーを識別する前記識別子との間における一致を判定するステップであつて、前記一致は、前記ユーザーが前記中核オブジェクトを所有していることを示す、ステップと、

前記一致を判定したことに応答して、前記中核オブジェクトを前記第1の計算デバイスに投影するステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法であつて、更に、前記第1の計算デバイスによつて、前記中核オブジェクトの前記データー・ファイルを表すアイコンを表示するステップを含み、前記アイコンは、前記データー・ファイルが、前記第1の計算デバイスにローカルに格納されていないという指示を含む、方法。

【請求項3】

請求項2記載の方法において、前記投影するステップは、

前記アプリケーションを起動するステップと、

前記第1の計算デバイスによつて、前記ユーザー・インターフェースを表示するステップと、

を含む、方法。

【請求項4】

請求項1記載の方法において、前記記憶デバイスは、前記第1の計算デバイス以外の前記複数のデバイスのうちの1つのデバイスである、方法。

【請求項 5】

請求項1記載の方法において、前記記憶デバイスは前記第1の計算デバイスである、方法。

【請求項 6】

請求項2記載の方法であって、更に、
前記第1の計算デバイスにおいて、前記アイコンの選択を受信するステップと、
前記アプリケーションを起動するステップと、
を含む、方法。

【請求項 7】

コンピュータ実行可能命令を含む少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスであって、前記コンピュータ実行可能命令が、複数の計算デバイスのうちの第1の計算デバイスのプロセッサにより実行されると、前記第1の計算デバイスに方法を実行させ、該方法が、

記憶デバイスに中核オブジェクトを格納するステップであって、ネットワークは、前記記憶デバイスと前記複数の計算デバイスとを含み、前記中核オブジェクトは、データ・ファイルと、該データ・ファイルに対応するアプリケーションと、該アプリケーションとデータ・ファイルに関連したユーザー・インターフェースとを含み、前記中核オブジェクトは、ユーザーにより所有されているが前記複数の計算デバイスのいずれによっても所有されていない、ステップと、

前記第1の計算デバイスにおいて、前記ユーザーを識別する識別子を受信するステップと、

前記中核オブジェクトと前記ユーザーを識別する前記識別子との間における一致を判定するステップであって、前記一致は、前記ユーザーが前記中核オブジェクトを所有していることを示す、ステップと、

前記一致を判定したことに応答して、前記中核オブジェクトを前記第1の計算デバイスに投影するステップと、

を含む、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項 8】

請求項7記載の少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスであって、更に、前記第1の計算デバイスによって、前記中核オブジェクトの前記データ・ファイルを表すアイコンを表示するステップを含み、前記アイコンは、前記データ・ファイルが、前記第1の計算デバイスにローカルに格納されていないという指示を含む、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項 9】

請求項7記載の少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスにおいて、前記投影するステップは、

前記アプリケーションを起動するステップと、

前記第1の計算デバイスによって、前記ユーザー・インターフェースを表示するステップと、

を含む、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項 10】

請求項7記載の少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスにおいて、前記記憶デバイスは、前記第1の計算デバイス以外の前記複数のデバイスのうちの1つのデバイスである、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項 11】

請求項7記載の少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスにおいて、前記記憶デバイスは前記第1の計算デバイスである、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項 12】

請求項8記載の少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイスであって、更に、

前記第1の計算デバイスにおいて、前記アイコンの選択を受信するステップと、
前記アプリケーションを起動するステップと、
を含む、少なくとも1つのコンピュータ読み取り可能デバイス。

【請求項13】

システムであって、

ネットワークの一部であるように構成された第1の計算デバイスであって、前記ネット
ワークは、複数の計算デバイスと、中核オブジェクトを格納するように構成された記憶デ
バイスとを含み、前記中核オブジェクトは、データー・ファイルと、該データー・ファイル
に対応するアプリケーションと、該アプリケーションとデーター・ファイルに関連した
ユーザー・インターフェースとを含み、前記中核オブジェクトは、ユーザーにより所有さ
れているが前記複数の計算デバイスあるいは前記第1の計算デバイスのいずれによっても
所有されていない、第1の計算デバイス、

を含み、

前記第1の計算デバイスが、更に、前記ユーザーを識別する識別子を受信するように構
成され、

前記第1の計算デバイスが、更に、前記中核オブジェクトと前記ユーザーを識別する前
記識別子との間ににおける一致を判定するように構成され、前記一致は、前記ユーザーが前
記中核オブジェクトを所有していることを示し、

前記第1の計算デバイスが、更に、前記一致を判定したことに応答して、前記中核オブ
ジェクトの投影を受信するように構成された、
システム。

【請求項14】

請求項13記載のシステムであって、前記第1の計算デバイスは、更に、前記中核オブ
ジェクトの前記データー・ファイルを表すアイコンを表示するように構成され、前記アイ
コンは、前記データー・ファイルが、前記第1の計算デバイスにローカルに格納されてい
ないという指示を含む、システム。

【請求項15】

請求項13記載のシステムであって、前記第1の計算デバイスは、更に、前記アプリケ
ーションを起動し、前記ユーザー・インターフェースを表示するように構成された、シス
テム。

【請求項16】

請求項13記載のシステムにおいて、前記記憶デバイスは、前記複数のデバイスのうち
の1つのデバイスである、システム。

【請求項17】

請求項13記載のシステムにおいて、前記記憶デバイスは前記第1の計算デバイスであ
る、システム。

【請求項18】

請求項13記載のシステムであって、前記第1の計算デバイスは、更に、前記アイコン
の選択を受信し、前記アプリケーションを起動するように構成された、システム。